

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和8年3月

税制企画課

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割に関する規定を削除するなど、所要の改正を行った。

2 改正の内容

(1) 自動車税の環境性能割の廃止及び自動車税の種別割の名称変更に伴う改正

自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、同税に関する規定を削除するほか、「自動車税の種別割」が「自動車税」に名称変更されることに伴い、所要の改正を行った。（第1条、第1条の6、第2条、第7条、第12条、第13条、第13条の2、第25条、附則第7項、附則第9項、附則第22項から附則第30項まで、別表第1、別表第2、別表第4、第8号様式、第9号様式の4、第10号様式、第16号様式、第16号様式の2、第20号様式の2、第20号様式の3、第49号様式から第50号様式の3まで、第126号様式から第132号様式の4まで、第137号様式、第141号様式、第141号様式の2関係）

(2) 不動産取得税の特例措置の延長に伴う様式改正

新築住宅の敷地である土地に係る不動産取得税の減額措置の要件のうち、土地取得後の住宅新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置が令和13年3月31日まで延長されたことに伴い、様式の一部を改正した。（第74号様式の3及び第76号様式関係）

3 施行期日

令和8年4月1日